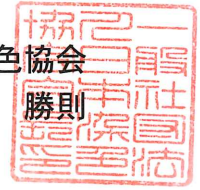


‘ 2 5 (一社) 日染協発第 1 5 号

令和 8 年 2 月 2 6 日

日本繊維輸入組合 日本繊維輸出組合 理事長 渡辺一道 殿

一般社団法人日本染色協会  
会長 後藤 勝則



時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より、当染色協会会員企業に対しまして格別なご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、繊維業界においては、日本繊維産業連盟が策定した「繊維産業の適正取引の推進と生産性・付加価値向上に向けた自主行動計画」の遵守を通じて、取引適正化の推進に取り組んでまいりました。

このような中、本年 1 月から下請法が改正され新たに取適法が施行され、交渉プロセスに着目した「協議に応じない一方的な代金決定の禁止」など規制が強化されるとともに、経済産業省による「繊維産業における取引適正化推進のためのガイドライン」の改訂などが行われました。

しかしながら当染色業界においては、例えば生機 6 ヶ月、製品 3 ヶ月の無償保管など大ロット時代の取引慣行が未だに残っており、業界の収益を大きく圧迫する要因となっております。この無償保管については、公正取引委員会に問い合わせたところ、昨今自動車業界を中心として多数の勧告が出ている金型の無償保管と同様、「不当な経済上の利益の提供の禁止」に該当する可能性があるとの指摘を受けております。

また、昨年 11 月 21 に閣議決定された『「強い経済」を実現する総合経済対策』において、(価格転嫁対策・取引適正化の推進)として、「中小企業・小規模事業者が物価上昇を上回る賃上げを継続するための原資の確保に資するべく、価格転嫁・取引適正化の徹底を図る。」「サプライチェーン全体での取引適正化・商習慣の是正に向けた取組を強化する」ことが明記されております。

このような状況を踏まえ、染色会社各社は、お取引先各社様と労務費のみならず、原材料価格、エネルギーコスト及び物流費等の上昇分を踏まえた加工料金の改定や各種取引条件の改定の交渉を行っております。

当協会といたしましては、当協会傘下会員企業の上記の交渉が円滑に進むよう、貴団体におかれましては、貴団体傘下会員企業に対して、下記事項についてご周知のほどよろしくお願い申し上げます。

## 記

染色企業各社がお取引先様に対し、労務費や原材料価格、エネルギーコスト及び物流費等の上昇分を踏まえた加工料金の改定及び各種取引条件の改定等の協議を申し入れた際には、お取引先様においては真摯にご対応くださいますようお願い申し上げます。

特に以下の事項については、取適法違反となるおそれがある事項です。

### 二) 生機・加工品の無償保管要請

#### ◆ 関連法規等に関する留意点

- ・ 委託事業者から製品の加工等を委託している中小受託事業者に対して、生機・加工品等を無償で保管させることは、契約や契約の更新等に際して、コストアップの反映や保管期間等について適切に協議がなされていない場合には、取適法第5条第2項第2号の不当な経済上の利益の提供要請に該当し、取適法違反となるおそれがある。

#### ◆ 望ましい取引慣行

- ・ 生機の染色加工等については、発注者(テキスタイル・コンバーター等)が受注者(染色加工業)に依頼する場合、色加工指図書発行をもって発注となるため、受注者は、事前に生機の保管期限、加工数量・投入日、納期、染色仕上げ後の生地保管期限等について協議を行った上で書面化することが望ましい。

(注) 経済産業省作成「繊維産業における取引適正化推進ガイドライン(令和7年12月改訂)」 P45 抜粋)

(参考)

繊維産業の適正取引の推進と生産性・付加価値向上に向けた自主行動計画  
(第8版) (抜粋)

I. 適正取引の推進に関する取組み

1. 合理的な価格決定のための取組み

- 発注者は、発注工賃をはじめとする取引条件について、受注者が付加価値に応じて適正に利益が配分され、従業員(外国人技能実習生を含む。)の適正な賃金・労働環境、事業の持続可能性等を確保することができる水準となるよう考慮した上で、受注者と発注工賃等について合理的な算定方式に基づいて協議を行った上で、適正に価格を決定する。

また、発注者は原材料費、エネルギーコスト、物流費の上昇や最低賃金の引上げによる労務費が上昇した場合は、受注者からの要請の有無、予め定めたタイミングなどに拘らずに柔軟にコスト上昇分の転嫁の協議に応じ、取引価格等を決定する。

(実施事項)

以下の点を遵守し、「責任あるサプライチェーン」に係る国際的な潮流を踏まえつつ、合理的な価格決定のための取組みを行う。

- ・取引対価の決定にあたっては、①「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に沿った行動を適切に取り、②原材料費やエネルギーコスト、物流費の高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指して取引対価を決定する。
- ・発注者は経済情勢の大きな変化や原材料費、エネルギーコスト、物流費の上昇、人手不足、最低賃金の引上げによる労務費の増加等に伴う取引対価をはじめとする取引条件の見直しについて、受注者からの要請の有無、予め定めたタイミングに拘らず期中であってもこれらの影響を勘案し、柔軟に価格転嫁に向けた協議の場を設け、事業者間で合理的かつ十分な協議を行った上で取引価格等を決定する。